

(日弁連法務研究財団)

法科大学院 年次報告書  
(抜粋)

2009 年 10 月 31 日

明治学院大学法科大学院

1 学生数及び教員に関するデータ

◇入学者

単位：人

	入学定員	入学者数	法学既修者	法学部 出身者	他学部 出身者	実務等 経験者
2007年度入学者	80	72	3	53	19	24
2008年度入学者	80	66	1	46	20	20
2009年度入学者	80	57	1	39	18	21

◇学生・修了者数の推移

単位：人

		2007年	2007年	2007年	2008年	2008年	2008年	休学者 数	在籍者 数
		度 退学者 数	度 留年者 数	度 修了者 数	度 退学者 数	度 留年者 数	度 修了者 数		
2005年度 入学者	未修	4	24	28	0	6	18	1	6
	既修	0	0	0	0	0	0	0	0
2006年度 入学者	未修	2	0	—	2	33	29	1	35
	既修	0	2	11	0	0	2	0	0
2007年度 入学者	未修	3	0	—	5	0	—	1	61
	既修	0	0	—	0	0	3	0	0
2008年度 入学者	未修	—	—	—	10	0	—	0	54
	既修	—	—	—	0	0	—	0	1
2009年度 入学者	未修	—	—	—	—	—	—	1	56
	既修	—	—	—	—	—	—	0	1

[注] 留年者数は、進級制限がある場合において、各年度に進級できなかった者の人数をいう。留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含めない。

◇教員数（専任教員・みなし専任教員）

入学定員が100人以下の法科大学院

必要教員数は、各分野につき1人

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	2名	1名	3名	2名	2名	1名	2名

### 3 主要な変更点

#### 1 入学定員

2010 年度より、入学定員を 60 名にあらため、これを前提に、2009 年度内に実施される 2010 年度入学試験を実施している。

#### 2 新校舎の竣工による学習環境の抜本的改善

2009 年より、高輪に新校舎が竣工し、法科大学院の教育は、主として、高輪校舎で行われる体制が整った。評価段階では、計画にとどまっていたが、その後、計画通り、実行された。また教室と事務室、教員の研究室が近くに設置されることで、教育効果を高める体制が整った。また、自習室スペースがある 12 号館には、2009 年 9 月より、あらたに、修了生用の学習スペースとロッカーを設け、修了生支援にも配慮する体制が整った。

#### 3 教員数の変更（ただし、2010 年度）

入学定員削減に伴い、教員数も見直し、2010 年度より、みなし専任 1 名を減とし（実務家教員。これにより実務家教員の数は一名減となるが、要求されている実務家教員の基準を十分にうわまわっている）、教員数を 17 名とした（欠員になっていた一名について、09 年 10 月より基礎法学分野の教員として一名を採用し 18 名体制となったが、2010 年度より、17 名に戻るようになる）。

#### 4 カリキュラム

多くの改善を行っているが、主たる変更点は次の通りである。

##### ① 単位取得条件の変更

認証評価報告書における指摘に沿って、カリキュラムの整備をはかった。主要な変更点は、先端科目群を 2008 年度までの先端学際、社会貢献、グローバルと三分野となっていたのを、社会貢献、グローバルの二分野とし、先端学際分野の科目は隣接科目の性質を有することから、これを基礎法学・隣接科目群に移動し、そのうえで、この基礎法学・隣接科目群から 4 単位以上を取得することとして、この点が法務研究財団の認証評価基準の要求する基準を満たすことを形式的にも明確にした。また、認証評価報告書における指摘を考慮して、展開科目の「展開科目群（研究）」（ゼミ的性質の科目）および「展開科目群（演習）」（判例研究の性質の科目）については、要求されている「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」の対象からはずし、これを除く「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目・先端科目」「展開科目」の合計で 33 単位以上の要件を満たすように改めることで、展開科目として法律基本科目を講じている結果、上記の 33 単位の基準を潜脱することになっているのではないという疑念を払拭する構成にした。法科大学院として、認証評価機関の事実認定次第で評価がかわり、不利益をこうむるリスクを取れないと判断し、安全策をとった結果である。

##### ② 他の法科大学院との協力

担当者の退職等に伴い、科目を一部廃止したが、学生に不利益にならないよう、リーガルクリニックを共同で運営している國學院大學法科大学院との間で科目互換協定を結び、相互に科目を提供することで、履修可能科目に大きな影響が出ないようにした。

### ③ 履修単位上限についての改善

評価報告書の指摘を尊重して、年間履修単位上限 36 単位の適用外となっていた夏期集中科目を、夏期集中科目もこれに含めるよう、制度改正を行った。例外は、臨床実務系科目であるエクスターンシップのみである。

### ④ 先履修条件の本格導入

2008 年度秋より部分的に導入された先履修制度を 2009 年度より本格導入している。この制度は、授業内容を効果的に理解させるために必要であるという観点から採用された制限であって、次の年度の関係する法律基本科目の履修を制限するもので、進級制度ではない。もっとも、三年次の必修科目である法律基本科目については、一年次の必修科目である法律基本科目（7 科目）のすべての単位取得済みが要件となっているので（履修できないと、自動的に留年となる）、この部分は、事実上、進級制限としても機能している。なお、この制度の導入にあたっては、学生の不利益にならないよう、数回にわたり説明をし、また周知後に適用する体制を取り、十分な周知をしたうえで、本格運用している。

## 4 教員体制

授業の補完となるよう、本学出身の弁護士を法科大学院 TA として採用し、月曜から土曜まで待機して、学生の授業理解を助けるサポートをすることになった。助手の退職に伴い、このポストを補充せず、弁護士による学生支援にまわすことにしたものである。